

平成22年9月  
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成22年9月16日

○出席議員 18人

1番 岩瀬洋男君	2番 中村一夫君	3番 刈込欣一君
4番 土屋元君	5番 忍足邦昭君	6番 根本譲君
7番 高橋秀男君	8番 板橋甫君	9番 丸昭君
10番 八代一雄君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 渡辺玄正君	14番 児安利之君	15番 水野正美君
16番 伊丹富夫君	17番 黒川民雄君	18番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平輝夫君	副市長 杉本栄君
教育長 松本昭男君	総務課長 岩瀬章君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 花ヶ崎善一君	市民課長 佐瀬義雄君
介護健康課長 西川一男君	環境防災課長 玉田忠一君
	兼清掃センター所長
都市建設課長 鈴木克己君	農林水産課長 関重夫君
観光商工課長 近藤勝美君	福祉課長 関修君
水道課長 藤平光雄君	会計課長 渡辺秀行君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 黒川義治君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守沢孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

---

議事日程

議事日程第4号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについて

議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算

（教育民生常任委員長）

- 議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について
- 議案第43号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 陳情第9号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第10号 安心の高齢者医療制度の確立のため国への意見書提出を求める陳情
- 陳情第11号 生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情  
(建設経済常任委員長)
- 議案第40号 訴えの提起について
- 議案第41号 市道路線の廃止について
- 議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算
- 第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決
- 議案第58号 訴えの提起について
- 第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決
- 発議案第6号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書について
- 発議案第7号 安心の高齢者医療制度確立を求める意見書について
- 発議案第8号 生活保護の老齢加算の復活を求める意見書について
- 第4 議員の派遣について
- 第6 各常任委員会の所管事務調査について
- 第6 報 告
- 報告第4号 継続費の精算報告書について
- 報告第5号 専決処分の報告について

---

## 開 議

平成22年9月16日(木) 午前10時00分開議

○議長(板橋 甫君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについて、議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務常任委員長。

〔総務常任委員長 丸 昭君登壇〕

○総務常任委員長（丸 昭君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについて、議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ、通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について、議案第43号

平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第9号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第10号 安心の高齢者医療制度確立のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第11号 生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 児安利之君登壇〕

○教育民生常任委員長（児安利之君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について、議案第43号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件につきまして、慎重審議の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第10号 安心の高齢者医療制度確立のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第11号 生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情、以上3件につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第43号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、陳情第9号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、陳情第9号は、採択と決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、陳情第10号 安心の高齢者医療制度確立のため国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、陳情第10号は、採択と決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、陳情第11号 生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、陳情第11号は、採択と決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第40号 訴えの提起について、議案第41号 市道路線の廃止について、議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 末吉定夫君登壇〕

○建設経済常任委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第40号 訴えの提起について、議案第41号 市道路線の廃止について、議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上3件につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第40号 訴えの提起についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第41号 市道路線の廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。  
〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第58号 訴えの提起についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。  
藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第58号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年2月25日に原告、佐藤賢治より提訴された勝浦市貝掛字一本松371番1地先の法定外公共物の道路、いわゆる赤道の土地境界確定事件が次回の11月26日で結審する見込みとなっております。

佐藤賢治が提起した本件裁判は、同氏と株式会社東海開発及び勝浦市との境界確定であります。このまま裁判が結審した場合、市と佐藤との境界は確定しますが、市と株式会社東海開発との境界は未確定のままとなってしまいます。

そこで、市といたしましては、市有地である赤道の適正な管理を期するため、株式会社東海開発側の境界もあわせて確定してもらうよう訴えの提起をしようとするものであります。

なお、本件については去る9月7日の裁判におきまして、裁判官より、現在、審理中の裁判の中であわせて確定したい場合、必要な手続をされたい旨の提案がなされておりますので、申し添えます。

以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 訴えの提起についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

---

### 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第6号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書について、発議案第7号 安心の高齢者医療制度確立を求める意見書について、発議案第8号 生活保護の老齢加算の復活を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔14番 児安利之君登壇〕

○14番（児安利之君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第6号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書について、発議案第7号 安心の高齢者医療制度確立を求める意見書について、発議案第8号 生活保護の老齢加算の復活を求める意見書について、以上3件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第6号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書について申し上げます。

日本の保育制度は、戦後の混乱期に市町村の保育実施義務、最低基準の設定と改善、費用の

公費負担を明確にして、児童福祉として位置づけ、企業算入も永続性などを理由に認めませんでした。

この法の精神と経済発展、国民の意識向上などが相まって、保育の実施水準は保育を実施している市町村で改善が進み、一向に改善されない最低基準との乖離が大きくなるにつれ、市町村の超過負担が大きく膨らみ、公立保育所の運営が困難になってきております。

政府は、OECD（経済協力開発機構）から「質の高い就学前教育と保育に対する公的支出を増やすこと」という勧告を今年6月に受けました。これは諸外国に比べ、際立って低い保育などへの公的支出を理由としたものであります。公的支出が低いのは、60年前に制定された最低基準が施設面での改善は全くなく、職員配置において一部しか改善していないことが原因であります。

また、保育所の多くを占めている公立保育所の修繕などに予算をつけず、公立の民営化を促進していることは、待機児解消にとって余り意味のあることではありません。

待機児解消は、現存する公立保育所の維持や無認可保育所の保育環境の改善が大前提であり、さらに利潤が上がるのではなく、必要なところに保育所をつくることこそが待機児解消にとって必要なことであります。

民間は利潤が上がらないところには進出しません。公立保育所の整備なくして待機児解消はできません。

よって、国においては下記事項について早急に対処されるよう強く要望するところであります。

第1、児童福祉施設最低基準（保育所の職員配置基準、施設整備基準）を抜本的に改善し、市町村が抱えるいわゆる超過負担を大幅に軽減させること。

第2、待機児解消の前提となる既存保育施設の維持のため、公立保育所の建てかえ、修繕、増改築に対する負担金を早急に復活させること。

第3、無認可保育所の実態を調査し、保育環境改善に必要な補助制度を実効あるものとする

こと。

第4、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施設関連予算を大幅に増額すること。

第5、子育てに関する保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備を進めること。

第6、国と自治体の責任を縮小・後退させる保育所への直接契約、直接補助方式、保育料の応益負担方式の導入を取りやめること。

次に、発議案第7号 安心の高齢者医療制度確立を求める意見書について申し上げます。

厚生労働省は、高齢者医療制度改革会議に2013年4月から実施を予定している高齢者のための新たな医療制度等についての中間取りまとめ案を7月に示しました。これによれば、75歳以上の高齢者1,400万人のうちサラリーマンやその扶養家族の約200万人は企業の健康保健組合など、被用者保険に入ります。それ以外の自営業者や無職者ら約1,200万人は市町村国保に加入することになり、国保では現役世代と高齢者の財政運営を別会計にして、都道府県単位とするとしています。

別会計の年齢を65歳以上とするか、75歳以上とするかは引き続き検討するとし、その上で高齢者の医療給付費の1割を高齢者自身の保険料で賄う方針であります。

厚生労働省は、高齢者の医療費に関する負担の明確化が図られたことを現行の後期高齢者医療制度の利点として評価し、別会計の仕組みを温存しようとしています。高齢者医療制度改革会議委員の中からも、今の制度の年齢区分と変わらないではないかとの批判も出されております。

同会議として、年末までに最終報告を出し、来春の通常国会へ関連法案が提出される予定ですが、拙速な見直しは混乱を招くだけです。

中間案の最大の問題は、高齢者の医療費の抑制を法律の目的に掲げた高齢者の医療の確保に関する法律の改廃には触れず、現行制度の根本問題を温存することにあります。

また、中間案では、都道府県が策定する広域化等支援方針に基づいて、高齢者のみならず全年齢を対象に国保の広域化を図るとしております。

国保は、失業や廃業、不安定雇用者の増加で財政の悪化が深刻になっています。国庫負担を抜本的に増やさないまま都道府県単位で運営しても、財政状況が改善されるわけではありません。

菅首相は、十分議論をして成案を得てほしいと指示したと報道されていますが、高齢者医療を含む医療制度のあり方について受療権を保障する立場から、国民的な議論を尽くすべきであります。

かつて、高齢者と健康保険本人の医療費の窓口負担は無料でした。現在では無料や低額が世界の主流となっています。保険料を払って保険証があっても、お金がないと病院にかかれない日本の医療制度は異常としか言いようがありません。

医療給付費抑制の路線を撤回し、後期高齢者医療制度を廃止し、憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、老人福祉法の敬老の基本的理念に則った安心の高齢者医療制度の確立を求めるものであります。

よって、国においては下記事項について早急に対処されるよう強く要望します。

第1、国民健康保険への国庫負担を増額すること。

第2、高齢者の医療費窓口負担を無料とすること。

次に、発議案第8号 生活保護の老齢加算の復活を求める意見書について申し上げます。

生活保護を受けている70歳以上の高齢者などに支給されていた老齢加算が2006年に廃止されました。その結果、月々の保護費は20%前後減りました。知り合いの葬式に香典を持っていけないとか、一日3回の食事を2回に減らしたとか、新聞の購読をやめたなど、保護費を減らされた人たちに深刻な影響が出ています。

高齢になれば良質で消化のよい食事が必要となります。また、暑さ寒さも抵抗力がなくなります。こうした特別な需要にこたえて支給されていたのが老齢加算です。

憲法第25条では、すべての人々に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しています。加算の廃止による生活保護基準の切り下げは最低賃金や年金、住民税の課税基準、就学援助の適用基準などの引き下げにつながり、国民生活全体の水準を押し下げることになります。

鳩山前内閣は、母子加算を復活させ、来年度も継続することを決めました。

母子加算も老齢加算も、それぞれ一般世帯と生活保護世帯との消費支出の比較という同じ理由で廃止されました。母子加算を復活させて、老齢加算を復活させない道理はありません。

よって、国においては生活保護の老齢加算を早急に復活させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第6号ないし発議案第8号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第6号ないし発議案第8号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第6号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、発議案第7号 安心の高齢者医療制度確立を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、発議案第8号 生活保護の老齢加算の復活を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

## 議員の派遣について

○議長（板橋 甫君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元へ配布の議員派遣の件について承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

---

## 各常任委員会の所管事務調査について

○議長（板橋 甫君） 日程第5、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会から会議規則第97条及び第103条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することになりました。

---

## 報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第6、報告であります。

報告第4号 継続費の精算報告書について、報告第5号 専決処分の報告について、以上2件について一括して市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第4号及び報告第5号について申し上げます。

初めに、報告第4号 継続費の精算報告書について申し上げます。

本件は、平成21年度勝浦市水道事業会計の精算報告であります。平成20年度から平成21年度までの2年間で実施いたしました勝浦市水道事業基本計画作成業務委託事業の完了に伴いまして、精算報告書を調製したものであります。この内容につきましては報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第5号 専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、地方自治法第180条第1項の規定により、去る6月30日及び8月30日に専決処分いたしましたので、

同条第2項の規定により、これをご報告するものであります。

なお、内容につきましては、それぞれ報告書に示したとおり4件で、市有自動車による自動車物損事故でありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

また、賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額補てんされるものであります。

事故の再発防止につきましては、再度、安全運転について指導・研修を行い、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

以上で報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これをもって報告を終わります。

---

## 閉 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成22年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第37号～議案第45号の総括審議
1. 陳情第9号～陳情第11号の総括審議
1. 議案第58号の総括審議
1. 発議案第6号～発議案第8号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 各常任委員会の所管事務調査について
1. 報告第4号～報告第5号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員